

改正 平成29年11月29日 原規技発第1711299号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を次のように改正する。

平成29年11月29日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部改正について

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の施行の日（平成29年12月14日）から施行する。

○実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------|
| <p><u>実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 2 1 号の 2</u> <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p>○ <u>火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p><u>1. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>2. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>3. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u></p> <p><u>4. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>一 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</u></p> <p><u>二 一に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</u></p> | <p>（新設）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>三 二に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>6. その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7. 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> | |

○廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112715 号（平成 25 年 1 月 27 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>2. 個々の事項に対する審査</p> <p>個々の記載事項に対する審査における基準は以下のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (18) (略)</p> <p><u>(18の2) 火山影響等発生時の体制の整備</u></p> <p>・<u>実用炉規則第92条第3項第18号の2</u></p> <p><u>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p><u>1) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>2) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>3) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u></p> <p><u>4) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関することを定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>6) その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7) 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価</u></p> | <p>2. 個々の事項に対する審査</p> <p>個々の記載事項に対する審査における基準は以下のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (18) (略)</p> <p>(新設)</p> |

| | |
|--|------------------------|
| <p>するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</p> <p>(19) ~ (26) (略)</p> | <p>(19) ~ (26) (略)</p> |
|--|------------------------|

○実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発第 1306197 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>II 要求事項</p> <p>発電用原子炉施設において、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が<u>発生するおそれがある場合若しくは発生した場合</u>における当該事故等に対処するために必要な体制の整備に関し、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づく保安規定等において、以下の項目が規定される方針であることを確認すること。</p> <p>なお、申請内容の一部が本要求事項に適合しない場合であっても、その理由が妥当なものであれば、これを排除するものではない。</p> <p>III 要求事項の解釈</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項の解釈</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> | <p>II 要求事項</p> <p>発電用原子炉施設において、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合における当該事故等に対処するために必要な体制の整備に関し、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づく保安規定等において、以下の項目が規定される方針であることを確認すること。</p> <p>なお、申請内容の一部が本要求事項に適合しない場合であっても、その理由が妥当なものであれば、これを排除するものではない。</p> <p>III 要求事項の解釈</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項の解釈</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> |

(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

1 手順書の整備は、以下によること。

a) ～ e) (略)

f) 発電用原子炉設置者において、前兆事象を確認した時点での事前の対応(例えば大津波警報発令時や、降下火砕物の到達が予測されるときの原子炉停止・冷却操作)等ができる手順を整備する方針であること。

g) (略)

2 (略)

1. 1～1. 19 (略)

(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

1 手順書の整備は、以下によること。

a) ～ e) (略)

f) 発電用原子炉設置者において、前兆事象を確認した時点での事前の対応(例えば大津波警報発令時の原子炉停止・冷却操作)等ができる手順を整備する方針であること。

g) (略)

2 (略)

1. 1～1. 19 (略)

○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 第 4 3 条（重大事故等対処設備） 1～3 （略） 4 第 2 項第 3 号及び第 3 項第 7 号に規定する「適切な措置を講じたもの」とは、 <u>共通要因の特性を踏まえ</u> 、可能な限り多様性を考慮したものをいう。 5～7 （略） | 第 4 3 条（重大事故等対処設備） 1～3 （略） 4 第 2 項第 3 号及び第 3 項第 7 号に規定する「適切な措置を講じたもの」とは、可能な限り多様性を考慮したものをいう。 5～7 （略） |

○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306194 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 第 5 4 条（重大事故等対処設備） 1～3 （略） 4 第 2 項第 3 号及び第 3 項第 7 号に規定する「適切な措置を講ずること」 とは、 <u>共通要因の特性を踏まえ</u> 、可能な限り多様性を考慮することをいう。 5～7 （略） | 第 5 4 条（重大事故等対処設備） 1～3 （略） 4 第 2 項第 3 号及び第 3 項第 7 号に規定する「適切な措置を講ずること」 とは、可能な限り多様性を考慮することをいう。 5～7 （略） |